明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年八月三日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年七月一日

滋賀県長浜市川崎町一一九番地

アーステック株式会社

代表取締役　中川　輝

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年八月三日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年七月一日

京都市伏見区中島外山町一〇六番地

株式会社市川商店

代表取締役　市川　和宏

第一種金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡及び投資助言・代理業の廃止の公告

当社は、株式会社ＳＢＩ証券（住所東京都港区六本木一丁目六番一号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の全部を譲渡することにいたしました。なお、本事業譲渡の効力発生日は平成二十一年七月三十一日です。

また、当社は、平成二十一年七月三十一日をもって投資助言・代理業を廃止することといたしました。

平成二十一年七月一日

東京都港区麻布台一丁目十一番十号日総第二二ビル七階

日本インベスターズ証券株式会社

代表取締役　三住　詔夫

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は平成二十一年六月七日の総社員の同意により名称を、一般社団法人チーター保護基金ジャパンに変更して通常の一般社団法人へ移行することに致しました。この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年七月一日

東京都新宿区大久保一丁目三番一四号

無限責任中間法人チーター保護基金ジャパン

代表社員　渡邊久美子

◉号外　七月一日付第一三九号二五

六ページ●同日付政府調達第一一八号一一二ページ

優先資本金の額の減少公告

チェルシーアセット特定目的会社（以下「当社」という。）は、資産の流動化に関する法律第百十条第一項に基づき、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。効力発生日は平成二十一年八月三日となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月十五日付官報の号外第八十一号八十八頁に掲載されています。

平成二十一年七月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　チェルシーアセット特定目的会社

取締役　横山　公一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億八千万円減少し、金百十五億八百二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年八月二日であり、社員総会の決議は平成二十一年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年二月十日

掲載頁　九十頁（号外第二十五号）

平成二十一年七月一日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

エスシージー・セブンス特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金三十九億円減少し、金十三億四千三百五万円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十年十一月二十八日付官報の号外第二六二号一一二頁に掲載されています。

平成二十一年七月一日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

Ｆ４０４特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

チェルシーアセット特定目的会社（以下「当社」という。）は平成二十一年七月十六日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金のうち、特定資産の売却、特定資産についての賃料収入若しくは消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本資産流動化計画に係る業務の終了前に償還し、当社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

当社の現金余裕金（特定資産の売却若しくは消費税の還付その他当社が利用可能な余裕金を総称していう。）の範囲内で、取締役が（一）特定資産を売却した場合には、その売却代金から当該事業年度中に期限前償還すべき特定目的借入れの（もしあれば）額を控除した額、（二）確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び（三）特定社債（転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を含む。）の条件に従い積立等を行い、当社の維持に要する費用及び特定資産の管理・運営に要する費用を控除した後の余剰現金の合計額を上限として優先出資金の額の減少を決定すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

平成二十一年八月三日に行なう。

四、減少する優先資本金の額

金一億五千万円

五、消却する優先出資の種類

当社は発行時期を異にする一種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

六、消却する優先出資の口数

三千口

七、消却の方法

買い入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合は、抽選によって決める。この場合、消却に要する金額は、消却される優先出資一口につき金五万円となる。

八、消却に要する金額　金一億五千万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類　当社は発行時期を異にする一種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十一年七月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　チェルシーアセット特定目的会社

取締役　横山　公一

優先出資消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金一億八千万円減少し、金百十五億八百二十万円とし、発行済優先出資三千六百口を消却することにいたしました。当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年八月二日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年七月一日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

エスシージー・セブンス特定目的会社

取締役　石田　泉

訂正公告

平成二十一年六月二十三日（号外第一三一号）掲載の第五十九期決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純損失）」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年七月一日

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央三番二五号

株式会社エムエックス

代表取締役　中村　宏明

訂正公告

平成二十一年六月十七日（号外第一二六号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、③「取締役社長　今村潤」とあるは「代表取締役　今村潤」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年七月一日

横浜市神奈川区守屋町三丁目一二番地

Ｊ＆Ｋパートナーズ株式会社

代表取締役　岩館　康則

取消公告

平成二十一年五月一日掲載の左記会社に係る合併公告は、同年六月二十五日合併中止により、取消します。

平成二十一年七月一日

東京都新宿区西五軒町一三番一号

（甲）イー・コマース・テクノロジー株式会社　代表取締役　中澤　信一

東京都新宿区西五軒町一三番一号

（乙）イーシー・アーキテクト株式会社

代表取締役　石井　義則

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）